

杉並和泉学園の通学区域の指定等について

平成27年4月に開校した杉並和泉学園(新泉和泉小と和泉中学校による施設一体型小中一貫教育校)の新たな通学区域の素案を昨年7月の第1回杉並和泉学園の新たな通学区域の指定に関する懇談会で提示した。その後、保護者説明会等で聴取した意見等を踏まえ、この度、新たな指定通学区域及び特例措置の案を以下のとおり取りまとめたので、報告する。

1 通学区域の指定に関する基本的な考え方

- 小中一貫教育の更なる推進に資する観点から、これまでの保護者や学校関係者等の意見を踏まえ、小学校と中学校の通学区域の整合を図る。
- 具体的な通学区域は、平成27年度以降の児童・生徒の就学実態を考慮する。
- 新たな通学区域指定後における杉並和泉学園及び隣接する小中学校の児童・生徒、学級数の推移とともに、普通教室数等の施設状況を踏まえ、それらの学校の適正規模の確保にも配慮する。

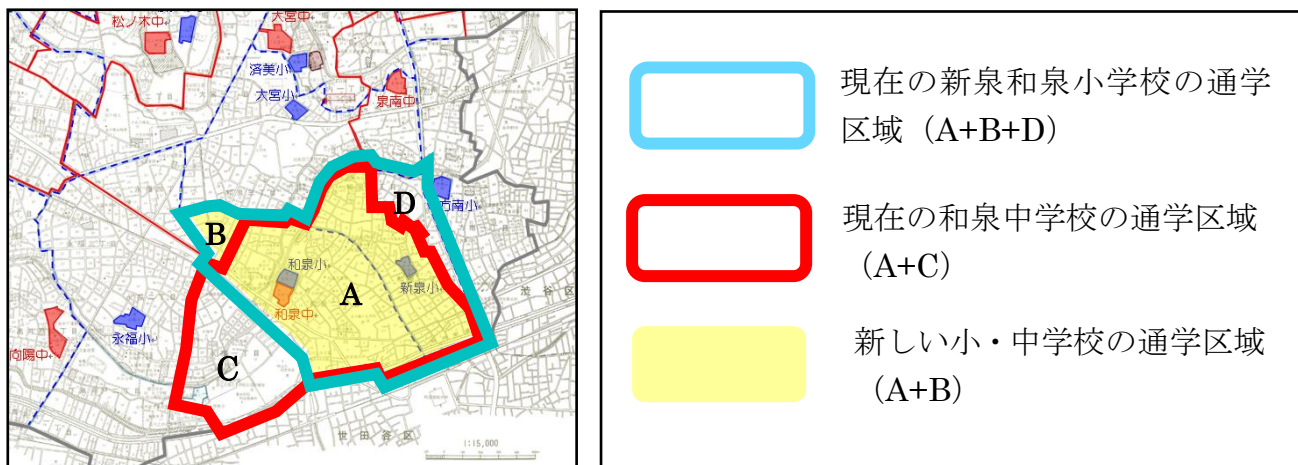
2 指定通学区域(案)及び決定時期

(1) 指定通学区域(案)

以下の理由から、杉並和泉学園の新たな小中学校の通学区域は、下記の(A)と(B)を合わせた区域とする。

(理由)

- ・小・中学校の通学区域が整合する。
- ・B地域は、中学校は大宮中の通学区域であるが、小学校の通学区域が新泉和泉小であることもあり、多くが特例措置を利用して和泉中に就学している実態がある。
- ・杉並和泉学園及び隣接の小中学校の適正規模の確保が見込まれる。



地域	小学校		中学校	
	旧	新	旧	新
A	新泉和泉	新泉和泉	和泉	和泉
B	新泉和泉	新泉和泉	大宮	和泉
C	永福	永福	和泉	向陽
D	新泉和泉	方南	泉南	泉南

(2) 指定通学区域の決定時期

令和2年度に決定

※ 令和2年度は通学区域変更の周知期間とし、新指定通学区域の適用は、令和3年4月からとする。

3 新たな特例措置（案）

平成27年度の新校開校時に設けた特例措置（別紙）については廃止し、新しい通学区域を指定するにあたり、以下の考え方に基づいた新たな特例措置を講じることとする。

(1) 平成27年度に開始した通学区域の特例措置を踏まえて、新たな特例措置を設ける。

(2) 小中一貫教育の考え方に基づいた住所要件によらない在籍児童への配慮を行う。

新たな通学区域の指定 により影響がある地域		指定校 (令和3年4月から)		特例措置をとる児童
		小学校	中学校	
B	和泉3丁目5、6、11～16 永福4丁目2、3、7	新泉和泉小	和泉中	○新中学1年生 大宮中への入学に配慮する。
C	永福1丁目1～3、7～44	永福小	向陽中	○新中学1年生 和泉中への入学に配慮する。
D	和泉1丁目21、22、31～33、 35～40 和泉4丁目1、2、25～30、36 ～40	方南小	泉南中	○新小学1年生 新泉和泉小への入学に配慮する。

※杉並和泉学園は施設一体型の小中一貫教育校であることから、他の地域の中学校が指定校になる卒業予定者についても、和泉中学校への入学に配慮する。

4 今後の主なスケジュール

令和2年 2月	文教委員会報告
5月	指定通学区域規則改正
9月頃	保護者説明会（令和2年度は新しい通学区域の周知期間）
令和3年 4月	新しい通学区域の施行 新しい特例措置開始